

「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」 企画提案募集要項

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」に係る企画提案を募集するに当たり、必要な事項を記載したものである。

1 業務名

今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 0 日（金曜日）まで

3 業務の内容

別紙『「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」企画提案仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託料の上限額

2 0 , 5 8 1 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 募集方法

千葉県ホームページにて企画提案を募集し、選考を経て 1 団体を決定する。

6 応募資格

企画提案書を提出する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- （１）事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有する者であること。
- （２）事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- （３）過去 5 年以内に、官公庁又はその他団体（民間企業含む）から、類似の業務を受託した実績を有する者であること、または、これと同等の実績を有する者であること。
- （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （５）千葉県の物品等入札参加資格を有する者であること。
- （６）募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- （７）募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達当の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、商法（明治 32 年法律第 48 号）附則（平成 16 年法律第 76 号）第 8 条の経過措置が適用される旧商法に基づく会社の整理の開始の命令及び、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者ではないこと。
- (11) 別に定める『「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」選考委員会設置要領』により設置された選考委員会の委員及び委員の所属する団体ではないこと。

7 提出書類

- ・ 4 部を提出
- ・ A 4 版(両面印刷可)、製本不要（ホチキス止め等の簡易な体裁とする）
- ・ ①～⑤の順とし、ページ番号を付すこと。
 - ① 企画提案書（様式第 1 号）
 - ② 提案者に関する調書（様式第 2 号）
 - ※団体パンフレット等があれば添付すること。
 - ③ 類似・関連業務の実績（様式第 3 号）
 - ④ 経費見積書（様式第 4 号）
 - ⑤ 企画提案説明書（様式第 5 号）

< 提出にあたっての留意点 >

- ・ 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類等は、返却しない。
- ・ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・ 提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- ・ 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- ・ 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。

8 応募期限

令和 7 年 5 月 1 日（木曜日）午後 5 時（必着）

※ 郵送または持参（持参する場合は、午前 9 時～午後 5 時とする。）

9 提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

1.0 質問の受付（問合せ先）

本件に関する質問については、メールにて受け付ける。ただし、応募の状況及び選考委員会委員等に関する質問は受け付けない。

(1) 期間

令和7年4月17日（木曜日）午後5時まで

(2) 送付先

千葉県総合企画部水政課 用水供給事業統合準備室

メールアドレス：suisei6@mz.pref.chiba.lg.jp

※メール本文に、団体名・連絡先を必ず記載してください。

※メール送付後、電話で到達確認をすること。

1.1 選考方法

県が別途設置する選考委員会で、提出された企画提案書及び非公開で実施するプレゼンテーションをもとに、審査基準により選考する。提案者全員によるプレゼンテーションを原則とするが、相当数の提案があった場合には書類選考による1次審査を実施する。

選考委員会は、令和7年5月頃を目途に、千葉県庁にて開催するものとし、詳細は企画提案者に別途通知する。

1.2 審査基準

提案資格を満たした提案者から期限内に提出され、本募集要項・仕様書に記載された各要件を満たした企画提案の内容を以下により審査する。

(1) 業務遂行能力

- ①本業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
- ②本業務を効果的・効率的に進める人員体制が組まれているか。
- ③業務実施に当たっての県との連絡体制は十分か。
- ④提案内容の実行が可能な業務スケジュールとなっているか。
- ⑤業務内容に関する専門的知見、ノウハウを有しているか。

(2) 企画提案内容

- ①事業の趣旨、本県の水道に関する歴史的経緯や地域特性、統合・広域連携の考え方や取り組み方針を理解した上で提案されているか。
- ②現状分析（評価）・課題の整理及び中長期見通しの検討内容、手順、分析手法は適切なものとなっているか。
- ③統合パターンに応じた将来予測とその効果の検討内容、手順、分析手法は適切なものとなっているか。
- ④企画提案書は見やすく、わかりやすい内容となっているか。
- ⑤プレゼンテーションはわかりやすく、企画提案説明書と整合性がとれているか。

(3) 価格評価

- ①見積書は所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。

1.3 選考結果の通知

- (1) 選考後、速やかに提案者全員に文書で通知する。
- (2) 選考結果への問い合わせ及び異議の申立ては受け付けない。

1.4 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ①応募資格のない者が提案したとき。
- ②所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- ③同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- ④同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- ⑤同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人をしたとき。
- ⑥提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦見積書（第4号様式）の金額に誤脱や判読しがたい数字、予定している委託料を超えた数字が記載されているとき又は金額を訂正した見積額を記載したとき。
- ⑧その他、審査を行うに当たって県が無効であると判断したとき。

1.5 契約について

(1) 契約の締結

選考にて最優秀提案者として決定された企画提案書を提出した者を委託先候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議し、合意したのちに、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ①提案された企画内容をそのまま委託するものではなく、最終的な業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに委託先候補者と協議の上、県が作成する。
- ②契約にあたっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金が必要となる。ただし、同条第2項第1号から第7号に該当する場合には、契約保証金が免除される場合がある。
- ③業務の全部を他者に委託することはできない。業務の一部について、他者に委託する場合には、事前に県の承諾を得ること。
- ④委託料の支払については、原則として精算払いとする。
- ⑤成果品は、著作権を含め全て県に帰属する。
- ⑥本業務を遂行する上で知り得た情報については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- ⑦電子契約サービスを選択することができる。